



保険医療課長
大塚 義郎

健康は最大の幸福。 日頃の健康管理を。

人が幸せであるためには、健康やお金、仕事、生きがいなどがあげられますが、中でも、健康は最大の幸せの要素です。

「健康で幸せな人生」を支援するために、個人はもちろん、国、県、町も多くのお金を使い、医療や介護などの社会福祉の向上に努めています。その結果、平均寿命は世界一となりましたが、日本人の幸福度はトップレベルと言えるのでしょうか。

世の中がどんなに情報化社会になっても、どんなに医療技術が進歩しても、人の幸せや健康の基本は今も昔も変わらないと思います。

健康の基本は、健康は自分自身が守るものだということです。年をとれば体の機能が衰え、血圧などの値がある程度上がるのは仕方がないし、腹回りがメタボ数値の85cmより大きくなることも普通だと思います。メタボ基準値などに一喜一憂するのではなく、その前に、昔から言われている「腹八分医者要らず」などのことわざを今一度思い起こし、日本人の食生活や体が本来持っている免疫機能などを維持向上させるなど日頃の健康管理にもっともって知恵と時間をかけるべきだと思います。

医療費は高齢化などにより年々増加の一途です。医療は社会的公共財産だと思います。町民一人一人が大事にその公共財産を使うことは、自分にとっても町民の幸せにもつながることだと考えています。

国民健康保険税の変更前と変更後

	変更前			変更後	
医療給付費分	所得割	8.0%	所得割	8.0%	
	平等割	24,000 円	平等割	25,000 円	
	均等割	24,000 円	均等割	27,100 円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.0%	所得割	2.5%	
	平等割	6,000 円	平等割	6,500 円	
	均等割	6,000 円	均等割	7,000 円	
介護納付金分	所得割	1.5%	所得割	1.7%	
	平等割	6,000 円	平等割	6,400 円	
	均等割	8,000 円	均等割	9,100 円	
限度額	医療分	50 万円	医療分	51 万円	
	支援金分	13 万円	支援金分	14 万円	
	介護分	10 万円	介護分	12 万円	

40歳未満の人

医療分と後期高齢者支援金分をあわせて、国保税として納めます。

40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）

医療分と後期高齢者支援金分、介護分をあわせて、国保税として納めます。

65歳以上75歳未満の人（介護保険の第1号被保険者）

医療分と後期高齢者支援金分をあわせて、国保税として納めます。
※介護分は、保険料として別に納めます。

75歳以上の人

国保から後期高齢者医療制度へ移行し、保険料を納めます。

では、国民健康保険税額を 算定してみましょう

夫の平成22年中の年間給与収入が300万円で、その他の収入が無い夫婦（夫45歳・妻41歳）と子2人（10歳・8歳）の世帯の場合

所得割額の求め方

給与所得控除後の所得額は（192万円－基礎控除33万円）×所得割率

平等割の求め方

世帯ごとに計算 介護保険は40歳～64歳の加入者がいる世帯に課税

均等割の求め方

加入者の人数分（介護保険は40歳～64歳の加入者）を掛けます

	所得割額	平等割	均等割
医療保険分	127,200 円	25,000 円	27,100 円×4人
後期高齢者支援金	39,750 円	6,500 円	7,000 円×4人
介護保険	27,030 円	6,400 円	9,100 円×2人
合 計	386,400 円		

改正前の税額 354,800 円より年間 31,600 円の増額になります。

国保はあなたとあなたに
大切なものです。



平成23年度から国民健康保険税の 税率と限度額を上げます

現在、高齢化や医療技術の高度化に伴って医療費は増加を続けています。医療費の増加は、国民健康保険事業の運営にも影響し、運営者である町も運営に苦慮しています。

国保を運営していく財源は、国・県からの補助金と町が負担しているお金がありますが、特に重要な財源は、国保世帯の皆さんが納めている保険税です。国保は、加入者の皆さんがお金（国保税）を出し合って、そのお金から病気やけがをしたときの医療費を支払う制度になっています。「みんなで助け合う」精神を前提にした医療保険制度なのです。

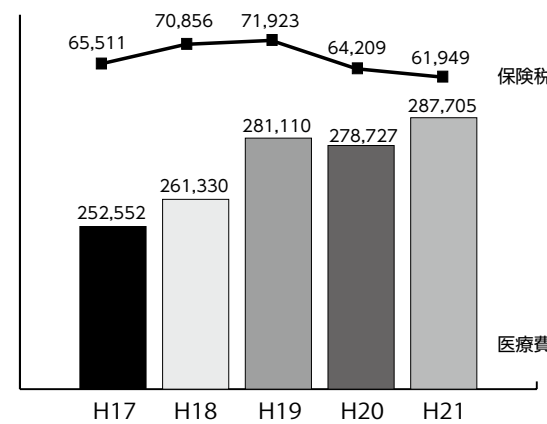
国保の場合、医療機関で支払う医療費

は、実際にかかった医療費の3割（未就学児2割、70歳以上1割か3割）で済み、残りは国保が負担しています。

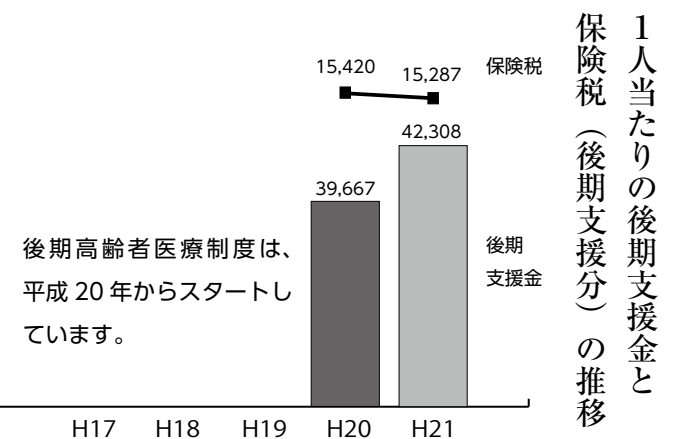
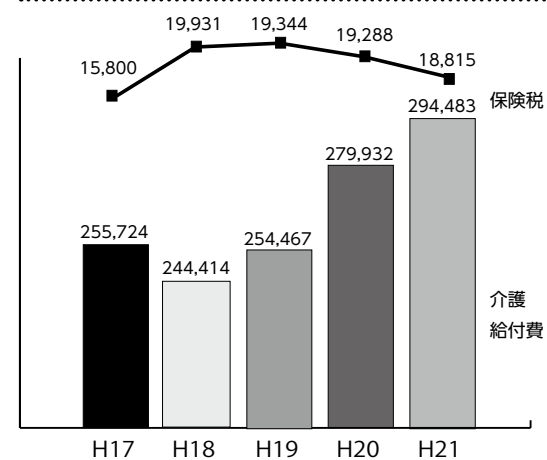
下のグラフを見れば分かるように医療費は増加を続けていますが、国保税は景気悪化などの理由で横ばいの状況です。

平成22年度（見込み）は、医療費が約5・9%増加したのに対し、税額は約9・5%も減少しています。国保税は、平成18年度から改正を行っていませんでしたが、税率と限度額の改正を行わなければ事業の運営が困難になりますので、やむを得ず保険税率の改正を行います。健全な運営のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税と医療費などの推移



平成17年度から平成21年度にかけて、1人当たりの医療費は増加しているのに対して、1人当たりの保険税（医療分）は減少しています。平成20年度から、後期高齢者医療制度（75歳以上）が始まっていますが、これも1人当たりの後期支援金は増加しているのに対して、1人当たりの保険税（後期支援分）は減少しています。1人当たりの介護給付費も増加しているのに対し、保険税（介護分）は横ばいの状況です。



後期高齢者医療制度は、平成20年からスタートしています。